

理事会の運営について

対象受検機関：公益財団法人大阪府暴力追放推進センター

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																																		
<p>【団体の概要】 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター（以下「暴追センター」という。）は、平成4年4月1日に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき設立され、平成22年12月1日より公益財団法人に移行している。 暴追センターは、定款で評議員及び理事を10名以上15名以内、監事を2名以内置くことを規定しており、平成27年3月31日現在、評議員12名、理事15名、監事2名が選任されている。</p> <p>1 公益法人の各機関の役割と責任 平成20年12月1日に施行された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）等により、公益財団法人については、法人自らが責任をもって自主的・自律的に運営を行えるよう、理事会の設置が義務付けられるとともに、各機関の役割と責任といったガバナンスに関する様々な事項が明確にされた。</p> <p>【公益法人の各機関の役割と責任（平成25年10月23日、内閣府からの重要なお知らせ）】</p> <table border="1" data-bbox="240 926 1436 1717"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>役割と責任の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評議員会</td> <td>評議員会は、法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っている。理事や監事とその職務上の義務に違反し又は義務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも評議員会の責務である。</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担う。善管注意義務（※1）、忠実義務（※2）等の義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。</td> </tr> <tr> <td>理事会</td> <td>理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っている。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務である。 例えば、財産管理状況に不備がある場合、理事会には適切な財産管理のための体制を構築し、理事長らに実施させる責任を負う。</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>監事は、理事の職務の執行を監査する。このため、監事には各種権限が付与されるとともに、善管注意義務（※1）や理事会への出席義務（法第101条1項・197条）がある。 例えば、財産管理状況に不備がある場合、監事は、財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘を行う責任を負う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：委任の規定に基づく「善良な管理者の注意義務」（法第172条第1項、民法第644条） ※2：法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務（法第83条・第197条）</p>	機関名	役割と責任の概要	評議員会	評議員会は、法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っている。理事や監事とその職務上の義務に違反し又は義務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも評議員会の責務である。	理事	理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担う。善管注意義務（※1）、忠実義務（※2）等の義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。	理事会	理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っている。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務である。 例えば、財産管理状況に不備がある場合、理事会には適切な財産管理のための体制を構築し、理事長らに実施させる責任を負う。	監事	監事は、理事の職務の執行を監査する。このため、監事には各種権限が付与されるとともに、善管注意義務（※1）や理事会への出席義務（法第101条1項・197条）がある。 例えば、財産管理状況に不備がある場合、監事は、財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘を行う責任を負う。	<p>1 公益財団法人移行後の理事については、関連団体の特定の役職者が就任するという状況が続いている。これらの理事の中には、理事会への出席率が非常に低い理事が見られた。 また、監事については理事会への出席義務があるにもかかわらず、下表のとおり出席状況である。決算理事会に欠席している例もあった。 【理事の理事会への出席状況（回数が過半数に満たない理事）】</p> <table border="1" data-bbox="1522 779 2297 1205"> <thead> <tr> <th rowspan="2">理事</th> <th rowspan="2">在任期間</th> <th colspan="2">理事会</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>出席回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成22年12月1日～現在</td> <td>16回</td> <td>6回 (平成25年3月18日以降欠席)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成25年7月8日～平成27年6月29日</td> <td>6回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成23年3月25日～平成25年3月26日</td> <td>7回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成22年12月1日～平成23年10月5日</td> <td>4回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【監事の理事会への出席状況】</p> <table border="1" data-bbox="1531 1325 2297 1640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">監事</th> <th rowspan="2">在任期間</th> <th colspan="2">理事会</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>出席回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E</td> <td>平成22年12月1日～現在</td> <td>16回</td> <td>8回（※1回）</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>平成23年6月15日～平成24年6月19日</td> <td>3回</td> <td>2回（※1回）</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>平成25年6月17日～平成26年6月12日</td> <td>3回</td> <td>2回（※1回）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は決算理事会（6月実施）の欠席回数</p>	理事	在任期間	理事会		総数	出席回数	A	平成22年12月1日～現在	16回	6回 (平成25年3月18日以降欠席)	B	平成25年7月8日～平成27年6月29日	6回	1回	C	平成23年3月25日～平成25年3月26日	7回	3回	D	平成22年12月1日～平成23年10月5日	4回	1回	監事	在任期間	理事会		総数	出席回数	E	平成22年12月1日～現在	16回	8回（※1回）	F	平成23年6月15日～平成24年6月19日	3回	2回（※1回）	G	平成25年6月17日～平成26年6月12日	3回	2回（※1回）	<p>1 各理事及び監事は、理事会に出席することにより適切に職務を果たされたい。 また、理事及び監事の選任に当たっては、理事会に出席可能な者が選任されるよう、必要に応じ見直しを行われたい。</p>
機関名	役割と責任の概要																																																			
評議員会	評議員会は、法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っている。理事や監事とその職務上の義務に違反し又は義務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも評議員会の責務である。																																																			
理事	理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担う。善管注意義務（※1）、忠実義務（※2）等の義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。																																																			
理事会	理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っている。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務である。 例えば、財産管理状況に不備がある場合、理事会には適切な財産管理のための体制を構築し、理事長らに実施させる責任を負う。																																																			
監事	監事は、理事の職務の執行を監査する。このため、監事には各種権限が付与されるとともに、善管注意義務（※1）や理事会への出席義務（法第101条1項・197条）がある。 例えば、財産管理状況に不備がある場合、監事は、財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘を行う責任を負う。																																																			
理事	在任期間	理事会																																																		
		総数	出席回数																																																	
A	平成22年12月1日～現在	16回	6回 (平成25年3月18日以降欠席)																																																	
B	平成25年7月8日～平成27年6月29日	6回	1回																																																	
C	平成23年3月25日～平成25年3月26日	7回	3回																																																	
D	平成22年12月1日～平成23年10月5日	4回	1回																																																	
監事	在任期間	理事会																																																		
		総数	出席回数																																																	
E	平成22年12月1日～現在	16回	8回（※1回）																																																	
F	平成23年6月15日～平成24年6月19日	3回	2回（※1回）																																																	
G	平成25年6月17日～平成26年6月12日	3回	2回（※1回）																																																	

<p>2 基本財産の仕組債による運用について 基本財産の運用対象としていた仕組債については、過去（平成23年3月29日）の監査結果において、「今後は、暴追センターの『資産運用規程』における運用の基本方針及び運用対象を見直し、仕組債の運用を原則として行わないようにするなど、基本財産の適切な運用を図りたい」とした。 当該監査結果を受け、暴追センターは、保有していた全ての仕組債について順次償還し、現在は保有していない。</p> <p>3 暴追センターにおける業務執行の決定について 法人の業務執行の決定については、法第197条において準用する法第90条第2項第1号及び定款第38条第2項第3号において、理事会が決定することを原則としている。ただし、理事会は、法第197条において準用する法第90条第4項各号及び定款第38条第3項各号に規定するものを除き、業務執行の決定を理事に委任できる。 暴追センターでは、事務の円滑化と適正かつ能率的な執行を図ることを目的として、平成27年7月1日付けで契約処理規程を理事長の決裁により制定している。</p>	<p>2 仕組債には多額の損失が発生するリスクがあるが、資産運用規程が改正されていないため、今後も仕組債による運用を行うことが可能な状況である。</p> <p>3 理事長の決裁により契約処理規程等が制定されていたが、規程等の制定や改廃に係る理事長及び専務理事の決裁権限の範囲について、理事の職務権限規程で具体的に定められていないため、当該決裁が権限の範囲内であるか否かが不明である。 また、契約事務に係る理事長及び専務理事の決裁権限の範囲についても、具体的に定められたものがない。</p>	<p>2 基本財産を仕組債により運用するリスクについて理事会で議論の上、資産運用規程の必要な見直しを検討されたい。</p> <p>3 理事会から理事長または専務理事に委任する権限の範囲が明確になるよう、理事の職務権限規程及び契約処理規程の見直し等を行われたい。</p>
<p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】 (忠実義務) 第83条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。 (理事会の権限等) 第90条 理事会はすべての理事で組織する。 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定 (以下省略) 4 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 (1) 重要な財産の処分及び譲受け (以下省略) (理事会への出席義務等) 第101条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第93条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。 (一般財団法人と評議員等との関係) 第172条 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。 第197条 前章第3節第4款（第76条、第77条第1項から第3項まで、第81条及び第88条第2項を除く。）、第5款（第92条第1項を除く。）、第6款（第104条第2項を除く。）及び第7款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。 (以下省略)</p>	<p>【民法】 第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。</p> <p>【定款】 (財産の管理・運用) 第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。 (構成及び権限) 第38条 理事会は、すべての理事で構成する。 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) (省略) (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定 (以下省略) 3 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 (1) 重要な財産の処分及び譲受け (以下省略)</p> <p>【資産運用規程】 (目的) 第1条 この規程は公益財団法人大阪府暴力追放推進センター（以下「暴追センター」という。）定款第8条に基づき、暴追センターが保有する資産の運用及び管理に関して必要な事項を定め、中・長期的かつ継続的に安全な運用を図ることを目的とする。</p>	

措置の内容

1 理事及び監事の理事会への出席について

- (1) 平成28年6月1日開催の理事会、同月13日開催の評議員会の場において監査受検結果を報告し、理事会、評議員会への出席を促した。
- (2) 各理事・監事に対する理事会及び評議員会の開催案内文書を、開催日の概ね4か月前と2か月前の2回にわたって郵送し、理事会、評議員会への出席を促した。
- (3) (1)(2)の結果、
理事会 平成28年6月1日、同月23日、同29年3月9日 の3回
評議員会 平成28年6月13日、同29年3月16日 の2回
の合計5回の開催があったが、同一役員が連続して欠席になることは殆どなくなり（うち2回以上欠席した役員は1名のみ）、出席状況にかなり改善が見られた。

2 資産運用規程の改正について

平成28年6月1日開催の理事会において、下記のとおり、資産運用規程の改正を上程し議決承認され、同日施行した。

(改正内容)

資産運用規程第4条第1項第4号（運用の基本方針）に定める「外国債券による運用額は、全基本財産の二分の一以内にとどめる。」

並びに

同規程第5条第1項第4号（運用対象）に定める「円建て外債（仕組債を含む）。ただし、外国格付け機関2社以上が、AA級以上に格付けしているものに限る。」を削除した。

3 理事会から理事長または専務理事に委任する権限の範囲の明確化について

（公財）暴力追放推進センターの規程の制定・変更・廃止については、理事会が決定することとなっている（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「定款」）が、平成27年7月1日施行の「公益財団法人大阪府暴力追放推進センター契約処理規程」は理事会には上申せずに理事長の決裁により施行していたことから、本監査により「規則の制定・変更・廃止にかかる権限」を、理事会から理事長・専務理事に委任するという「理事の職務権限規程」の見直しを求められていた。（平成28年3月、事務局監査結果）

これにより検討した結果、「理事の職務権限規程」の見直しを図るのではなく、原点に立ち戻り、今後の規程等の制定・変更・廃止については、全て理事会に議案として上申することとした。（平成28年5月19日付け、監査結果に対する是正報告）

以降の規程の制定、変更及び廃止に関しては、理事長の決裁のみで施行せずに、下記のとおり、全て理事会に議案として上程し、議決承認されているものである。

- (1) 平成28年6月1日開催 「公益財団法人大阪府暴力追放推進センター契約処理規程」の制定
「公益財団法人大阪府暴力追放推進センター特定個人情報取扱管理規程」の制定
「公益財団法人大阪府暴力追放推進センター資産運用規程」の改正
- (2) 平成29年3月9日開催 「暴力追放相談委員運用規程」の改正
「公益財団法人大阪府暴力追放推進センター暴力団情報提供要領」の制定

監査（検査）実施年月日（委員；平成一年一月一日、事務局：平成28年1月27日）